



## 【南九州市奨学金返還支援事業補助金】 奨学金の返済を市が支援します



南九州市では、特に若年層の都市部流出により、生産年齢人口の減少が課題となっていることから、市内に就労し、奨学金を返還している方に対して、補助金を交付することにより、本市に定着する人材を確保する施策を行っています。

**「南九州市に住んで1年以上」「南九州市に就職して1年以上」経過した時点で申請することができます。**

### ■ 補助対象者

次のいずれも満たす方が対象となります。

1. 大学・高校等を卒業後、奨学金を遅延なく返済している方
2. 令和4年3月1日以降に市内事業者（中小企業者や法人等）に就職（起業、第1次産業従事を含む）し、1年以上継続している方
3. 本市に住民登録し、1年以上継続している方
4. 満30歳未満の方（ただし、公務員を除きます。）
5. ※6年を超える期間本市に居住することが必要です。



詳細はこちら

### ■ 補助金額

5年間で **最大100万円**

- ・ 前年度の奨学金返済額の3分の2の額（上限20万円）
- ・ 最長5年度分（一人当たり累計で最大100万円）

### ■ 注意事項

1. 申請書を提出されてから補助金が交付されるまでに要する期間は、1ヶ月程度です。
2. 最長で5年間（60ヶ月）分の奨学金返済額を補助する制度ですが、申請は毎年度行っていただく必要があります。
3. 申請年度から5年以内に転出をされた場合は、既に交付した補助金の返還義務が生じます。
4. 転出や離職をされたことにより、交付要件を満たさなくなった場合は、速やかに担当課まで御連絡ください。